

## 【耐震診断の結果の公表 要緊急安全確認大規模建築物(奈良市内)】

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、公表します。

【附 表】耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I	II	III
建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	-	-	$1.0 \leq I_s / I_{so}$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s / I_{so} < 0.5$ 又は $CtSD < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.3 \leq CtSD \leq 1.25$
			$1.25 < CtSD$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s / I_{so} < 0.5$ 又は $Ct_uSD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ct_uSD$
一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)(鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s / I_{so} < 0.5$ 又は $CtSD < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s / I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CtSD$
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	-	-	確認できる

- I, 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II, 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III, 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価」欄のCtSD及びCt<sub>u</sub>SDについて、算出の根拠となるZ(地域指標)、G(地盤指標)及びU(用途指標)はとくに記載がなければそれぞれの数値は1.0とする。